

成年後見制度について

1 概要

精神障害、知的障害、認知症などにより判断能力が十分でない人（以下「本人」といいます。）の財産管理、福祉サービスの利用契約、施設利用契約などを成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が代わりに行うことにより、本人の権利を保護し生活を支援する制度。

2 制度利用開始の方法について

成年後見制度の利用を開始するためには家庭裁判所に審判開始の請求に係る申立て（以下「申立て」という。）を行う必要がある。申立てを行うことができるのは本人や本人の親族等であるが、必要に応じて市町村長も申立てを行うことができる。

本人・親族申立て	市町村長申立て
制度を必要とする本人、配偶者、本人の4親等以内の親族（親、子、孫、甥姪、いとこ等）等が申立てを行うことができる。	市町村長は、判断能力が不十分な高齢者や障害者の福祉を図るために必要と認められる時には、老人福祉法、知的障害者福祉法等の法律に基づき申立てを行うことができる。 ※申立てが必要となるケース ・本人に身寄りがない。 ・親族はいるが絶縁状態である。 ・親族から虐待を受けている。 ・その他親族申立てが期待できない理由がある。

3 成年後見制度の区分等について

(1) 成年後見制度の区分

成年後見制度は、本人の判断能力に応じた3つの区分がある。

ア 成年後見

・対象者は、判断能力を常に欠く状態にあり、支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

イ 保佐

・対象者は、判断能力が著しく不十分であり、日常的な買い物など一人でできることもあるが、重要な財産管理・処分等を行うことは難しい。

ウ 補助

・対象者は、判断能力が不十分であり、一人で日常生活を送ることは問題ないが、重要な財産管理・処分を行うことには不安がある。

(2) 後見等監督人

管理する財産が多額である等の理由で後見事務に支障が出ると予想される場合に選任される。成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人がある。